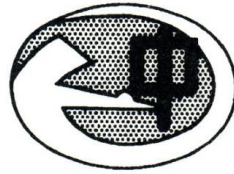


秦野市立鶴巻中学校
生徒手帳

校 章



若い鶴よ 大いなる渡りを

私たちの目標

「ありがとうという心、言われる行動」

1. 進んで学び、考える生徒
2. 感謝し進んで奉仕する生徒
3. 正しく判断できる生徒
4. 責任を持ってやり遂げる生徒

目 次

この手帳を編集したねらい	①
校歌	①
鶴巻中学校申し合わせ事項	②～⑤
生徒会規約	⑥～⑧
専門委員会の主な任務	⑨
生徒会組織図	⑨
生徒会お見舞いについて	⑩
部活動規定	⑪～⑬
図書館利用規定	⑬
日課表	⑭
相談室の利用について	⑮

この手帳を編集したねらい

この手帳は、みなさんが、鶴巻中学校の生徒としての自覚と誇りを持ち、充実した学校生活を送るための手引きです。

この手帳には、中学生としての基本的な生活態度をはじめ、集団生活をする上での心得、校内施設の活用のしかたなどについて、記されています。

また、令和6年度からSDGsを意識した取り組みの一つとして、冊子の生徒手帳からデジタル上で見られる生徒手帳（デジタル生徒手帳）にしました。ホームページ上で生徒手帳の内容が閲覧できますので、今まで以上に見やすくなったかと思います。学校生活で気になることがあったときに、気軽に確認し、自分たちの学校を自分たちで創り上げていく意識を高めてもらえたらと思います。

開校記念日……………4月17日

鶴巻中学校校歌

森 一步 作詞
加藤正二 作曲

あかるく、おおらかに

ふるーさ と きよく こう ぼ うの さ と みど
り ーかがや き か ぜ はささ や く
め ぐみ わく だいーち に いき よと いただきを めぞ
す みちは は るか ー に とも とてをとり
ひとすじに ゆー く あ あ われら まなびのおかよ
つるーま き ちゅうがっこう

一、	故郷清く	弘法の里
緑輝き	恵み湧く	風はささやく
山頂をめぐす	友と手をとる	大地に生きよと
ああ われら	鶴巻中学校	道はるかに
学びの丘よ	歴史は語る	ひとすじに行く
鶴巻中学校	光輝き	
	ゆたかなる	弘法の道
	未来を創る	空はさわやか
人を愛し	ああ われら	大地に生きよと
学びの丘よ	鶴巻中学校	道はるかに
		おおらかに

鶴巻中学校申し合わせ事項

はじめに

[P5 私たちは、鶴巻中学校の生徒である自覚と誇りを持ち、各自の責任と協力によって全校生徒が明るく健全な学校生活を送れるように努力しよう。

申し合わせ事項

[P5 学校生活は、集団生活であることをよく考え、個人の自由勝手な行動を慎み、他人の立場や全体のことを常に考えて行動しよう。

[P5 この申し合わせ事項は、生徒自身が検討し決めたものです。一人一人が常識ある判断や行動がとれることを前提にして考えています。お互いが快適な学校生活を送るために、この申し合わせ事項の意義を考えて行動しよう。

1 生活一般

- 1—1 他人を傷つけたり、からかったりする言葉を慎み、お互いの人格を尊重しよう。
- 1—2 ありがとうという心を持ち、ありがとうといわれる行動をしよう。
- 1—3 自分からあいさつをしよう。
- 1—4 学校生活は、時間を見ながら行動しよう。

2 登下校

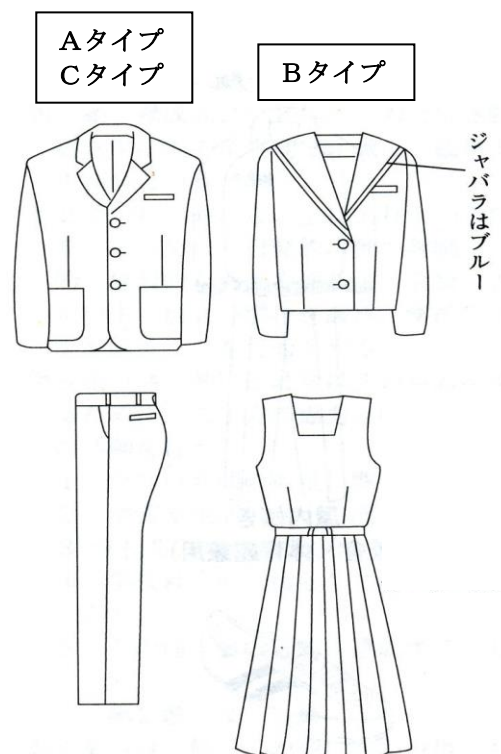
- 2—1 登下校は決まった通学路を利用し、自転車は利用しないようにしよう。不必要な場所への立ち寄りはないようにしよう。
- 2—2 登下校中の服装（制服かジャージか）は、登下校前後の活動を考えた上で、各自で判断しよう。
- 2—3 放課後、用のない生徒は校内に残らないようにしよう。
- 2—4 登校後の外出はできないので、忘れ物をした場合は、保護者に届けてもらおう。

3 校内服

3—1 冬服

〈A・Cタイプ〉

ブレザー…濃紺サージ、シングル3ボタン
 スラックス…濃紺サージ
 ネクタイ…学校指定ブルー
 白長袖ワイシャツ



※Cタイプの合わせは、右前（左側ボタン）

〈Bタイプ〉

セーラースーツ…濃紺サージ、シングル2ボタン

ジャンパースカート…濃紺サージ、ベルト付き、18本車ひだプリーツ

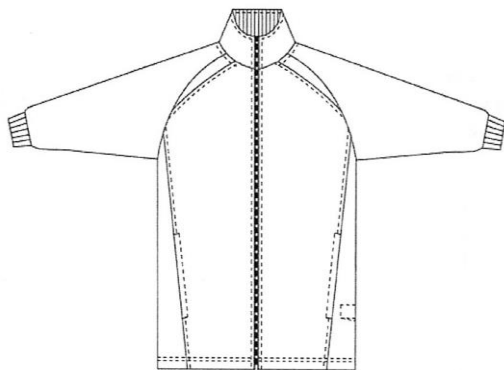
3—2 夏服

〈A・Cタイプ〉 白長袖（半袖）ワイシャツ、スラックス

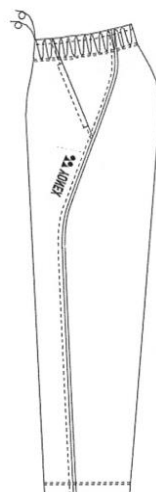
〈Bタイプ〉 白開襟ブラウス、ジャンパースカート

- 3—3 授業は制服で受けよう。ただし、前後の授業がジャージの場合や清掃のない日の午後の授業などでの服装は、自分で判断しよう。
- 3—4 ソックスは男女とも特に規定はしない。ただし、行事や儀式の時はふさわしい色や形のソックスを選択しよう。
- 3—5 セーターやカーディガン、トレーナーなどの防寒着は学校にふさわしいものとし、ブレザーやセーラースーツ、ジャージの下に着用しよう。
- 3—6 ストッキング等は華美な模様やかざりのないものにしよう。
- 3—7 防寒着・手袋・マフラーは登下校のみの利用としよう。
- 3—8 ピン・ひも・リボン等は、派手でないものにしよう。
- 3—9 Tシャツは学校生活にふさわしいものを着用しよう。
- 3—10 制服やジャージに手を加えないようにしよう。
- 3—11 部活動で購入したものは部活の時のみの利用とし、校舎内では着用しないようにしよう。
- 3—12 屋内ばき（校舎、体育館兼用）は規定のものを使用しよう。
- 3—13 通学用の靴は、体育や災害時のことを考え、運動靴にしよう。
- 3—14 登校カバンは学校生活にふさわしいものにしよう。
- 3—15 上履きのかかとをふまないようにしよう。
- 3—16 体育の授業、水泳の水着については、体育の授業で説明があります。ジャージを忘れた場合は借りよう。

ジャージ



衿・前身切り替え昇華転写プリント
背中 上 プリントマーク(白)
前身両脇 切り替えメッシュ
袖口ソフトリブ
衿裏フライス 色ターコイズブルー
シリコンファスナースライダー
両脇ポケット



斜めポケット
ウェスト紐入り
両脇 パイピング (ターコイズブルー)
右側 YONEX刺繍 糸色 白

屋内ばき
(校舎・体育館兼用)



4 頭髪

- 4—1 頭髪は常に清潔にし、特異な髪型はしないようにしよう。パーマ、カール、染色、脱色等はないようにしよう。

5 出欠席

- 5—1 チャイムの鳴り始めで教室に入り、鳴り終わるまでに着席しよう。
- 5—2 欠席生徒は、朝8時20分までに電話か出欠席確認アプリで、保護者に連絡をしてもらおう。
- 5—3 早退した場合は、帰宅後学校に電話連絡をしよう。

6 学習

- 6—1 授業はじめのチャイムまでには、学習の準備をしよう。
- 6—2 授業には、積極的な態度でのぞもう。
- 6—3 入室が遅れた時は、先生にその理由を報告しよう。
- 6—4 中間テストは5日前、また期末テストは7日前から、原則として諸活動は中止となります。
- 6—5 教科書や教材、教具等は、各自で判断し、家に持ち帰るようにしよう。長期休暇では、紛失などを防ぐために家に持ち帰ろう。
- 6—6 教室では、通行のさまたげにならないようにするため、カバンはロッカーに入れよう。

7 諸届け等

- 7—1 現住所等が変更になった時は、早めに担任に届け出よう。通学証明書等が必要な時は、担任か事務室に申し出よう。
- 7—2 やむをえず電話の使用を望む場合は、担任や学年の先生に相談しよう。
- 7—3 公共物を大切にしよう。傷つけたり破損したりした場合は担任の先生に届け出て、事務処理をおこないましょう。
- 7—4 休日等に登校する場合は、担当の先生の許可を受け、下校時には必ず報告しよう。
- 7—5 無断で他の教室や特別教室に入らないようにし、また備品、教具等を無断で使用しないようにしよう。
使用する場合は担当の先生の指導のもとで大切に使おう。

8 昼食

- 8—1 昼食は落ち着いて食べられるように、みんなで協力しよう。
- 8—2 全員がそろったところで食べ始め、終了のチャイムまでは、用がないのに立ち歩いたり、教室から出たりしないようにしよう。

9 昼休み

- 9—1 体育館・格技室・テニスコートは使えないので、外で遊ぼう。

10 清掃

- 10—1 校内は常に清潔にし、整理整頓を心がけ、美化に努めよう。
- 10—2 清掃のある日は、昼休みにジャージになるべく着替えよう。
ジャージを忘れた場合は借りよう。
- 10—3 終了チャイムまで清掃しよう。早く終わった場合でも清掃場所に
いましょう。
- 10—4 反省会を実施しよう。

11 所持品

- 11—1 身分を証明するものとして、生徒証明証を使用しよう。
- 11—2 すべての所持品には、必ず名前を記入しよう。
- 11—3 トランプ・UNO・将棋・囲碁・オセロ・チェスなどは、昼休みだけで
楽しもう。
- 11—4 不要物（携帯電話、甘味品、漫画、金銭、危険物など）は持ってこない
ようにしよう。持ってきた場合は必ず職員に預けよう。
- 11—5 水筒やペットボトルの中身は、スポーツ飲料・お茶類など学校生活に
ふさわしいものにしよう。

12 校外生活

- 12—1 外出の時は行き先、友人名、用件、帰宅時間を家の人に言ってから
出かけよう。
- 12—2 危険な遊び、悪い遊び、路上での遊びはやめよう。
また、中学生が禁じられている場所に出入りするのはやめよう。
- 12—3 校外で事故があった時は、担任の先生に報告しよう。

13 その他

- 13—1 非常の場合以外、非常口やベランダの出入りはしないようにしよう。
- 13—2 保健室利用は1時間です。無理はしないで早退しよう。
また1時間目や5・6時間目で体調が悪い場合は早退しよう。
- 13—3 他学年のフロアー、他教室には入らないようにしよう。
- 13—4 生徒間での物品の売買は、トラブルのもとになるので絶対にやめよう。

※上記の申し合わせ事項については、社会的な流れや生活状況により、
毎年検討されるものとします。毎日の生活の中で不都合な点や
「申し合わせ事項」に加えたいものがでてきた時は、正式な手続きを経て、
みんなで検討していきましょう。

生徒会規約

第1章 総 則

第1条（構成並びに名称）

この会は秦野市立鶴巻中学校の全生徒で組織し、鶴巻中学校生徒会という。

第2条（目 的）

この会はよりよい学校生活をするために、自発的活動を奨励し、民主的・建設的な活動を通して、会員一人一人が自主・自立の精神を高め、学校生活の向上を図ることを目的とする。

第3条（活 動）

この会はその目的を達成するために、先生方の協力と助言をうけて次の活動をおこなう。

1. 全会員共同の福祉に関すること。
2. 学習や生活の向上に関すること。
3. 学校生活の維持及び向上に関すること。
4. 学校社会の一員としての責任を果たすこと。
5. その他、会の目的を達成するに必要なこと。

第2章 役 員

第4条（役 員）

この会に次の役員をおく。

会 長（1名） 副会長（2名） 書 記（2名） 会 計（2名）

ただし、書記と会計については、2名のうち1名は2年生、1名は1年生からの選出とする。

第5条（任 期）

役員の任期は1年とし再選を妨げない。ただし、全会員の3分の1以上の異議があった場合は、改選をする。

第6条（任 務）

役員の任務は次の通りとする。

1. 会長は、この会を代表して一切の会務をつかさどる。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
3. 書記は、一般事務をつかさどり、生徒会の一切を記録し、記録物を保管する。
4. 会計は、会計事務をつかさどり、正しい収支決算をおこなう。

第7条（選出方法）

この会の役員の選出は次の通りとする。

1. 会長・副会長等は会員より立候補し、選挙により決定され、学校長が任命する。
2. 専門委員長等は会長の指名を受け、学校長が任命する。

第3章 機 関

第8条（機 関） この会に次の機関をおく。

総会 中央委員会 本部役員会 専門委員会 特別委員会
学級会・学級委員会 部長会 選挙管理委員会（候補者指名委員会）

第9条（総 会）

総会は年2回開催し、生徒会の最高決定機関で、年次計画、予算・決算の承認、規約変更、その他重要事項を決定する。ただし、中央委員会が必要と認めた時、臨時総会を開くことができる。

第10条（中央委員会）

中央委員会は毎月1回開催し、総会に次ぐ決定機関で、本部役員、各学級の学級委員から選出された1名の委員、専門委員長、学級委員長によって構成する。ただし、必要により臨時に開くことができる。

第11条（本部役員会）

拡大本部会は本部役員、専門委員長、学級委員長で構成し、業務推進のための計画や、中央委員会等の議案を作成することができる。

第12条（専門委員会）

専門委員会を次の通りおく。（年度により必要に応じて多少の変更がある。）

保健環境 図書 放送 福祉厚生 体育 広報

各専門委員会は、学級より選出された委員によって構成され、副委員長と書記兼会計を選出し、各分担された活動について委員長を選出し、中心として企画執行にあたり、年間を通し、日常継続的に活動をおこなう。

なお、委員会の主な業務については別表に定める。

第13条（学級会・学級委員会）

1. 学級会は学級全員で構成され、必要に応じて臨時開催する。生徒会の基盤であって、その活動は生徒会活動に重大な影響を及ぼすので、特に中央委員会前後には必ず学級会を開き、議題の検討、決定事項の徹底等をしなければならない。

学級会には、学級委員及び学級経営上必要な係をおき、生徒会諸機関と連絡して事業をおこなう。

2. 学級委員会は各学級の学級委員によって構成され、必要に応じて同学年の各学級間の連絡や統一すべき事柄について協議するとともに、他学年との意見調整をおこなう。

第14条（部長会）

部長会は、部活動各部長で構成し、必要に応じて部活動に関する諸問題を協議し、部活動向上をはかる。

部長会には文化部1名、体育部1名の代表をおく。

第15条（特別委員会）

特別委員会は、特別行事その他重要な事項について中央委員会が必要と認められた場合に組織され、その決定事項は中央委員会の承認をうける。ただし、必要に応じて中央委員会の権限委譲をうけることができる。

第4章 決 議

第16条（定足数と議決）

全ての会の成立は、その会を構成する人員の3分の2の出席を必要とし、その議決は、過半数の賛成によってなされ、学校長の承認と職員会の了承を得て効力を発生する。

第17条（規約の改正・変更）

この会の規約の改正や変更をする場合は、中央委員会で審議し、生徒総会において決定する。

第5章 選 挙

第18条（選挙管理委員会）

選挙管理委員会は、各学級より1名ずつ選出された委員によって組織され、正副委員長、書記兼会計の各1名をおき、選挙の準備、投票、開票などの業務をおこなう。

ただし、選挙管理委員は役員に立候補することはできない。

第19条（選挙規定）

1. 正副会長等選挙は、投票20日前までに告知し、立候補者は告示後7日以内に、所属学級の3分の1以上の推薦と学級担任の承認を受け、選挙管理委員会に届け出る。
2. 立候補者がいない場合、又は定数に満たない場合は、候補者指名委員会において、候補者を定める。
3. 選挙運動期間は投票日前7日以内とし、選挙方法、選挙運動法については選挙管理委員会が定める。

第20条（候補者指名委員会）

候補者指名委員会は、選挙管理委員会と同数同役員数で組織し、定数以上の候補者を指名する。ただし、指名委員は候補者になることはできない。

第6章 会 計

第21条（経 費）

この会の経費は、全会員の生徒会費、その他の収入をもってあてる。
生徒会費は月額150円とする。

第22条（会計年度）

この会の会計年度は4月1日よりはじまり翌年の3月31日までとする。

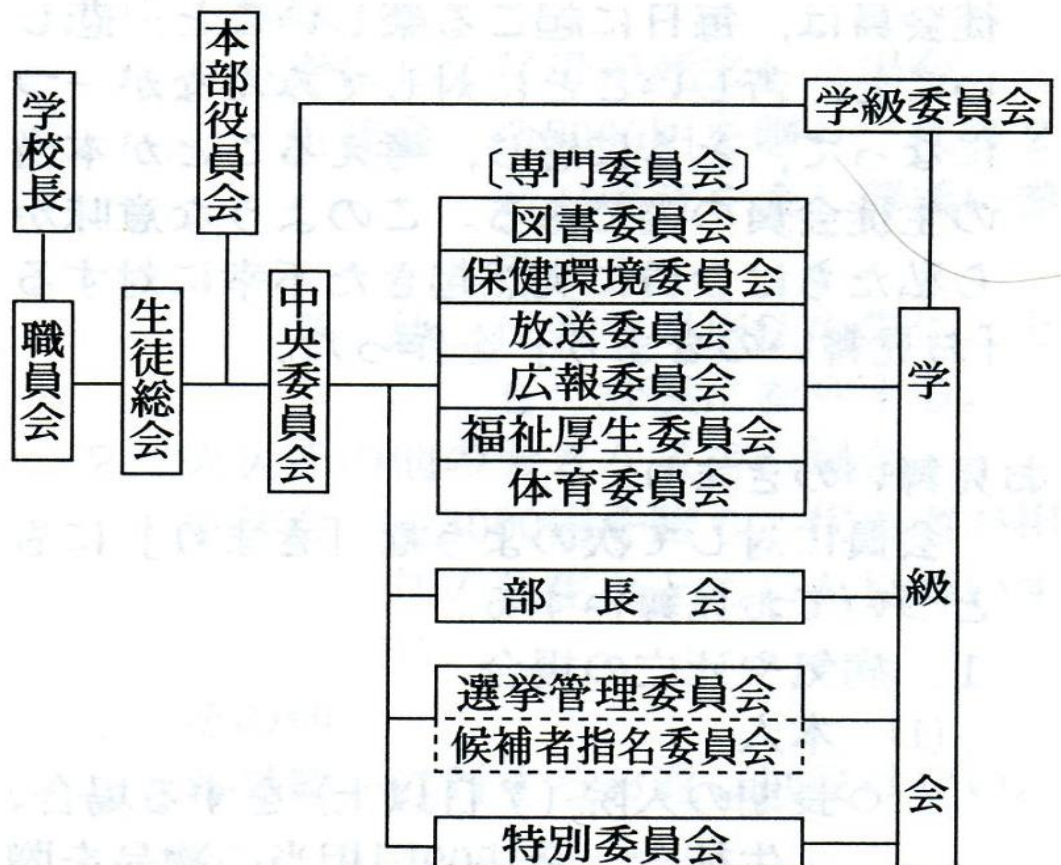
附 則

この規約は令和2年4月1日より施行する。

専門委員会の主な任務

委員会名	定数	任 務
図書委員会	2	・図書館の運営にあたる。 (図書館の整備、本の貸し出し、購入図書の紹介等)
保健環境委員会	2	・健康全般と美化に関する呼びかけや掲示活動をおこなう。 (牛乳倉庫の管理、清掃用具の配布・点検・補充) ・清掃活動のリーダーシップをとる。 ・校内および地域の美化活動の中心となる。
放送委員会	2	・校内放送を担当し、放送を通じて生徒会の紹介連絡を行い、ならびに放送設備の操作運営にあたる。 ・学校行事に協力する。
広報委員会	2	・学校新聞の発行と他校新聞の紹介 ・掲示物の管理運営
福祉厚生委員会	2	・募金・寄付活動、その他必要な奉仕活動を行う。花だん等の緑化活動
体育委員会	2	・学校祭の企画運営 ・昼休みにボールの貸し出しを行う。 ・球技大会などの企画運営。
文化の部実行委員会 (特別委員会)	2	・舞鶴祭文化の部の企画運営

生徒会組織図



生徒会お見舞いについて

趣旨

お互いに助け合い協力し合う態度と友愛の精神は生徒会発展の基である。私たち生徒会員は、毎日に起こる楽しいこと、悲しいこと、苦しいことに対してみんなが一つになって、ともに感じ、考えることが本当の生徒会員の姿である。

このような意味から私たちは会員に突然起きた不幸に対する「お見舞いのきまり」をつくった。

お見舞いのきまり

会員に対して次のような「きまり」にもとづいてお見舞いする。

1. 病気や死亡の場合

(1) 本人

○長期の入院（7日以上）をする場合

・生徒会 金1500円相当の物品等を贈る。

○不幸にして死去した場合

・生徒会 金5000円相当の物品等を贈る。

(2) 家族

○不幸にして父母が死去した場合

・生徒会 金3000円を贈る。

2. 火災その他の大きな災害の場合

・生徒会 金3000円を贈る。

3. その他

お見舞いに対するお返しは受けない。

部活動規定

部活動は、学年学級を離れ、共通の興味、関心を持つ生徒が自主的に入部し、体力の増強、心身の鍛練、趣味・特技の伸張を目指して活動し、豊かな人間性を高めることを目的とする。

1 活動、運営、および部員の入退部について

- ア. 活動部員は本校生徒会員を対象とし、希望者が入部する。
(保護者と担任の承諾を得て、顧問に申し出る。)
- イ. 退部については顧問、保護者、担任の承諾を必要とする。
- ウ. 1年生には仮入部期間を設定し、その期間中の活動は5:00までとする。
(ただし入部届けを提出した場合は通常時間までとする。)
- エ. 入部退部は規定の用紙に記入し、顧問に提出する。
- オ. 活動経費は生徒会費をあてる。ただし、活動費などを徴収する場合は必ず保護者に会計報告をする。

2 活動日・時間について

- ア. 毎日の朝と放課後を活動可とする。(特例あり)
- イ. 本年度の活動時間は次の通り

朝練習	7:45～8:15				
月	4月～9/15		9/16～30	10/1～15	10/16～31
完全下校	18:00		17:30	17:00	16:45
月	11～12月	1月	2月	3/1～15	3/16～25
完全下校	16:30	16:45	17:15	17:30	17:45

※ 半日の場合、完全下校16:00

- ウ. 原則として中間テスト5日前、期末テスト1週間前より活動は中止する。
ただし、特例的活動については特別許可を必要とする。
- エ. 顧問不在のときは補欠の形で指導者がいれば活動可能とする。

3 活動場所

- ア. 文化部は指定された場所を使用する。
- イ. 運動部は体育館、グラウンド、格技室、各コートなどを使用する。
- ウ. 体育館の使用については使用する部の顧問会議で決定する。
- エ. 雨天の場合の活動(ミーティング等)は指定の教室を使用する。

4 更衣、服装等について

- ア. 更衣場所は各部指定の活動場所。開始時は各クラスで更衣してもよい。
- イ. 持ち物は活動場所に置き、教室には置かない。
- ウ. 活動時の服装は、制服、鶴中指定の体操服、または部活動指定の活動着（ユニホーム、ウィンドブレーカー、Tシャツ、トレーナーなど）とする。ただし、部活動指定の活動着（共同購入したウィンドブレーカーなど）については、部活動以外（ジャージでの登下校時は着用可）は着用しない。
- エ. 部活動指定の活動着のない部についても、顧問の判断で、家にある防寒着等を着用できる。

5 日祭日、休業中の部活動について

- ア. 活動時間は原則として1日3時間とする。（準備・片づけを除く）
- イ. 長期休業中の練習については顧問の指導できる日とし、学校長の許可を得て決定する。ただし、夏休み中の活動は3週間以内とする。
- ウ. 自転車での登下校は禁止する。

6 対外的な交流について

生徒は鶴巻中学校の代表として自覚と責任を持ち行動すること。
また、公式戦については参加承諾書を顧問に提出すること。

7 部の新設、休部、廃部について

- ア. 部の新設は次の条件をすべて満たすものとする。
 - 1. 顧問の先生がいること。
 - 2. 生徒希望者が10名以上あり、先生の指導管理できる範囲のもの。
 - 3. 施設、備品が他と調整がつくこと。
 - 4. 学校がおこなう部活動として適当なもの。（運動部では中体連種目など）
 - 5. 新設時期は4月とする。
- イ. 部の休部、廃部は次の条件に当てはまる場合とする。
 - 1. 顧問の先生がいない場合。
 - 2. 部員が5名以下の場合。（顧問の先生の承認を得る）
 - 3. 休部の状態が2年以上つづく場合は廃部とする。

8 部長会について

各部の部長によって組織される。部活動全体の円滑な運営を図り、活動意欲の向上、部活動の決まりの遵守に努める。活動内容は

- ① 下校時刻を徹底するための見回り。
- ② 部活動への関心を高めるための広報活動。
- ③ その他、部活動に関する行事の企画運営。

9 その他の注意事項

- ア. 登下校、対外試合を含めてジュース菓子類の持参や買い食いは原則禁止。
- イ. 部活動を欠席、早退または遅刻をするときは顧問、部長等に必ず連絡すること。
- ウ. 夏の大会以降の部活動について、3年生は参加してもよい。
ただし、活動の決まりについては以前に準ずる。
- エ. 施設用具はきちんと使い、後始末をしっかりとこなう。
- オ. その他各部のルールをしっかりと守ること。
- カ. 万一事故が発生した場合は、顧問に速やかに報告すること。
- キ. 給食がない日は家から弁当を必ず持参すること。各自学級で昼食をとる。

以上のことが実施できない部、部員が生じた場合は、顧問と部長で相談の上、処遇を決める。

図書館利用規定

読書は人生を豊かにする。中学生の間に、できるだけ多く図書館に足を運ぼう。

- | | |
|---------|--|
| 1. 開 館 | 月から金の昼休み・放課後。その他の時間帯は先生の指示に従って利用する。 |
| 2. 貸 出 | 1人2冊以内。期間は1週間以内とする。 |
| 3. 貸出方法 | 個人カードとブックカードに必要事項を記入し、2枚とも図書委員に提出する。 |
| 4. 返却方法 | カウンター内の図書委員に氏名を告げ、手続きをおこなう。
(返却が大幅に遅れた場合は督促状が渡される。) |
| 5. 注意事項 | 本は丁寧に扱う。汚したり破損したりした時は申し出る。 |
| 1. 開 館 | 静かに閲覧し、まわりの人に迷惑をかけない。 |
| 1. 開 館 | 読んだ本は必ずもとの場所に返し、退出時には、机、いすを |
| 1. 開 館 | 整とんする。 |

日課

【通常日課】

朝の会	8:30~8:35
1校時	8:45~9:35
2校時	9:45~10:35
3校時	10:45~11:35
4校時	11:45~12:35
昼食	12:35~13:15
昼休み	13:15~13:35
5校時	13:40~14:30
6校時	14:40~15:30
清掃	15:35~15:45
帰りの会	15:50~16:00 <清掃なしの時> 15:40~15:50

【特別日課】

朝の会	8:30~8:35
1校時	8:45~9:30
2校時	9:40~10:25
3校時	10:35~11:20
4校時	11:30~12:15
昼食	12:15~12:55
昼休み	12:55~13:15
5校時	13:20~14:05
6校時	14:15~15:00
清掃	15:05~15:15
帰りの会	15:20~15:30 <清掃なしの時> 15:10~15:20

相談室の利用について

鶴巻中のみなさん、毎日楽しくのびのびと学校生活を送っていますか。

- ・勉強のしかたがよくわからない。
- ・友達と仲良くできない。
- ・将来の進路をどうしたらよいか。
- ・友人との人間関係で困っている。
- ・何をやってもつまらない。

などの問題があったら、みなさんはどうしますか。

自分で考える？ 友達に聞いてもらおう？それとも成り行きにまかせますか？

「誰かに相談したいけれど誰に相談したらよいかよくわからない。」

こんなとき、相談室を利用してください。

相談室では、週に1回程度、スクールカウンセラーが学校に来て、
昼休みや放課後に相談することができます。

誰かに話すことで、気持ちがすっきりできたり、なんとなく悩んでいることが
整理できたりしますので、ぜひ利用してみましょう。

○場所 1階保健室となりの談話室

○相談時間 昼休み・放課後

○相談申し込み方法

- ①直接、談話室を訪ねる。
- ②担任の先生や身近な先生に申し込みを希望して予約を取ってもらう。
- ③談話室入り口にあるポストに希望の相談日時を記入してポストに入れる。
(すでに予約が入っている場合は調整します。)

★次の場所は、誰にも相談できなくて困ったときなどに連絡や相談できる場所です。

【24時間子どもSOSダイヤル】

 0120-0-78310

 0466-81-8111

※いじめを含めた困りごと全般についての相談。年中無休で24時間つながります。

【はだのっ子あんしん相談室】

 0463-88-6856

※相談時間：毎週火曜日～金曜日 の 9:00～16:00

相談時間以外は、留守番電話で24時間メッセージを残せます。